平成２８年（フ）第２５号
徳島県徳島市南庄町３丁目34番地の２　後藤田ビル105号室、旧住所徳島県徳島市新浜町１丁目４番33号
債務者　岡田　健一（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
徳島県徳島市南庄町３丁目34番地の２　後藤田ビル105号室、旧住所徳島県徳島市名東町１丁目276番地の３
債務者　岡田　洋子（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
愛媛県八幡浜市保内町須川86番地１市営須川団地１棟３階５号
債務者　袋瀬　るみ
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５号
高知県高岡郡佐川町丙3650番地２
債務者　**廣**瀬　義浩
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１号
石川県鳳珠郡穴水町字藤巻７字23番地
債務者　森元　美希
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第１０号
秋田県横手市増田町増田字月山38番地１　月山団地22号
債務者　髙橋　賢一
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１１号
秋田県横手市増田町増田字月山38番地１　月山団地22号
債務者　髙橋　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第９号
岐阜県大垣市牧野町２丁目150番地１　大垣市牧野華園、住民票上の住所岐阜県大垣市荒尾町1209番地１
債務者　細野　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１５３０号
埼玉県上尾市大字原市1021番地６
債務者　佐藤みつ子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
埼玉県鴻巣市原馬室4088番地60
債務者　松崎あき子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
埼玉県久喜市吉羽181番地１　エマーユ久喜103
債務者　藤井　君江
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
さいたま市南区南本町２丁目21番11号　メゾン中尾第３　501
債務者　新井　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目１番25号　ドミール金子Ａ102
債務者　藤巻　幸宗
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
埼玉県朝霞市三原３丁目３番12号　石田荘101号
債務者　幅口　綾子（旧姓子安）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
さいたま市緑区大字中尾５番地３　中尾マンション201号
債務者　栗林　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
さいたま市緑区大字中尾５番地３　中尾マンション201号
債務者　添田　宏子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係